

改正	昭和四八年一二月二八日三重県規則第七五号	昭和五三年一月六日三重県規則第一号
	昭和五六年五月二六日三重県規則第四八号	昭和五九年三月三十一日三重県規則第一九号
	昭和六一年三月三十一日三重県規則第一一号	平成元年三月三十一日三重県規則第三三号
	平成二年三月三〇日三重県規則第一三号	平成四年七月一七日三重県規則第五五号
	平成五年三月三〇日三重県規則第二一号	平成五年三月三十一日三重県規則第二八号
	平成六年三月三十一日三重県規則第六五号	平成七年三月三十一日三重県規則第三二号
	平成七年三月三十一日三重県規則第三五号	平成八年二月二三日三重県規則第六号
	平成九年三月三十一日三重県規則第一一六号	平成一〇年一月一三日三重県規則第二号
	平成一〇年四月一日三重県規則第三五号	平成一一年三月一九日三重県規則第五九号
	平成一一年四月三〇日三重県規則第八八号	平成一二年三月三十一日三重県規則第五九号
	平成一二年六月一日三重県規則第六九号	平成一二年九月二九日三重県規則第八二号
	平成一四年三月二九日三重県規則第三五号	平成一五年三月二四日三重県規則第二一号
	平成一五年一〇月一五日三重県規則第八二号	平成一六年三月一九日三重県規則第七号
	平成一六年九月二八日三重県規則第六四号	平成一六年十一月一日三重県規則第七一号
	平成一六年一二月六日三重県規則第七六号	平成一七年一月一日三重県規則第一号
	平成一七年二月一四日三重県規則第七号	平成一七年三月七日三重県規則第九号
	平成一七年三月三十一日三重県規則第四六号	平成一七年九月三〇日三重県規則第七二号
	平成一七年一〇月二一日三重県規則第七九号	平成一七年一二月二六日三重県規則第八六号
	平成一八年三月三十一日三重県規則第五三号	平成一八年六月三〇日三重県規則第七五号
	平成一九年六月一九日三重県規則第四六号	平成二〇年三月二八日三重県規則第四三号
	平成二二年三月三〇日三重県規則第二二号	平成二六年三月二八日三重県規則第二八号
	平成二七年五月二九日三重県規則第五一号	平成二八年五月三十一日三重県規則第六一号
	平成二九年一月六日三重県規則第二	平成三〇年三月二三日三重県規則第三

号	六号
平成三〇年 九月二五日三重県規則第七 三号	平成三一年 三月二九日三重県規則第二 六号
令和 元年 六月二五日三重県規則第一 一号	令和 二年 九月 七日三重県規則第六 四号
令和 二年一二月二五日三重県規則第一 〇〇号	令和 三年 三月二六日三重県規則第七 一号
令和 四年 三月十五日三重県規則第一 〇号	令和 四年 六月一四日三重県規則第四 三号
令和 五年 二月十七日三重県規則第三 号	令和 六年 三月二五日三重県規則第十 三号
令和 七年 三月三一日三重県規則第三 二号	

建築基準法施行細則を次のように定める。

建築基準法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）及び三重県建築基準条例（昭和四十六年三重県条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築主事の所管区域)

第二条 法第四条第九項の規定により別表第一の(い)欄に掲げる事務について、同表の(ろ)欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ同表(は)欄に掲げる所属に置く建築主事を指定する。

(書類の経由)

第三条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事又は建築主事に提出する申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）は、当該申請、届出又は通知に係る道路又は建築物若しくは工作物の敷地の所在地を管轄する市町の長に提出し、建設事務所の長（以下「所長」という。）を経由するものとする。ただし、法第七条第一項の規定による完了検査申請書、法第十八条第二十項の規定による工事完了通知書、法第七条の三第一項の規定による中間検査申請書及び法第十八条第二十八項の規定による特定工程工事終了通知書（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）から提出される申請書及び届書、法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。

(確認申請書等に添付する書類)

第四条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、当該確認申請書等に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）が次の表の(い)欄に掲げるものであるときは、当該建築物等の区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる図書を添えなければならない。

(い) 建築物等の区分	(ろ)	
	図書の種類	明示すべき事項
法第三十九条第一項の災害危険区域内における居住の用に供する建築物	法第三十九条第一項の規定による当該災害危険区域に関する条例の規定に適合することの確認に必要な図書	法第三十九条第一項の規定による当該災害危険区域に関する条例の規定への適合性審査に必要な事項

高さが二メートルを超える崖に近接する場所を敷地とする建築物	崖の断面図	縮尺、崖の形状、土質並びに崖の上端及び下端から当該建築物までの水平距離
道路面と地盤面に著しく高低差のある敷地の建築物	形状断面図	縮尺及び道路と敷地地盤の高低差
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号の特別用途地区内の建築物	法第四十九条第一項の規定による当該特別用途地区に関する条例の規定に適合することの確認に必要な図書	法第四十九条第一項の規定による当該特別用途地区に関する条例の規定への適合性審査に必要な事項
都市計画法第八条第一項第二号の二の特定用途制限地域内の建築物又は工作物	法第四十九条の二の規定による当該特定用途制限地域に関する条例の規定に適合することの確認に必要な図書	法第四十九条の二の規定による当該特定用途制限地域に関する条例の規定への適合性審査に必要な事項

- 2 都市計画区域内において、建築しようとする建築物に係る省令第一条の三第一項の規定による付近見取図（第十五条に規定する付近見取図を含む。）は、都市計画施設の記入してある縮尺二千五百分の一又は三千分の一の図面としなければならない。

第五条 削除

（工事の取りやめ）

第六条 建築主又は築造主は、法第六条第四項又は法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第三号様式）により建築主事に届け出なければならない。

- 2 指定確認検査機関は、建築主又は築造主が法第六条の二第一項又は法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知ったときは、工事取りやめ報告書（第三号様式の二）により知事に報告しなければならない。

（記載事項等の変更）

第七条 建築主又は築造主は、法第六条第四項又は法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主又は築造主（それぞれ代理者、工事監理者及び工事施行者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項等変更届（第四号様式）により建築主事に届け出なければならない。

- 2 指定確認検査機関は、法第六条の二第一項又は法第十八条第四項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、それぞれ省令第三条の五第三項各号又は省令第八条の二第七項各号に定める書類の記載事項に変更があつたことを知ったときは、報告事項変更報告書（第四号様式の二）に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- 3 前二項に規定する変更について、法第六条第四項、法第六条の二第一項、法第十八条第三項又は法第十八条第四項の規定による確認済証の交付を受けたときは、前二項の規定は適用しない。

（許可申請書等の取下げ）

第八条 許可申請書又は確認申請書等を提出した者は、知事又は建築主事が当該申請について許可又は確認をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第五号様式）により行わなければならない。

（完了検査申請書に添付する書類）

第八条の二 省令第四条第一項第六号（省令第四条の四の二又は省令第八条の二の二で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、知事が必要と認める図書（次の各号に該当する建築物にあっては、当該図書に加え、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

- 一 政令第百十四条第一項の適用を受ける建築物（界壁が法第六条の四第一項第二号に該当するものを除く。） 界壁の工程写真

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第六條第三項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第七條の第三項第二号に規定する工程に相当する箇所について、品確法第五條第一項に規定する登録住宅性能評価機関により検査が行われることを理由に、中間検査の適用除外となるもの（品確法第三條の二第一項に規定する評価方法基準に適合することが確認できる検査報告書の写し

（中間検査申請書に添付する書類）

第八條の三 省令第四條の八第一項第四号（省令第四條の十一の二で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書（第五号様式の二）によるほか知事が必要と認める図書（法第六條第一項第三号に規定する建築物にあつては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

- 一 木造 政令第三章第三節の規定に適合することの確認に必要な図書
- 二 鉄骨造 政令第三章第五節の規定に適合することの確認に必要な図書
- 三 鉄筋コンクリート造 政令第三章第六節の規定に適合することの確認に必要な図書
- 四 鉄骨鉄筋コンクリート造 政令第三章第六節の二の規定に適合することの確認に必要な図書
- 五 政令第八十條の二の適用を受ける建築物の構造 同條の規定に適合することの確認に必要な図書

六 基礎の構造 政令第三十八條各項の規定に適合することの確認に必要な図書
（建築物の定期報告）

第九條 省令第五條第一項の規定により定める報告の時期は、別表第二（い）欄に掲げる用途に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる時期とする。

- 2 省令第五條第四項の規則で定める書類は、付近見取図とする。
- 3 省令第五條第三項の報告書は、報告の日の三月以内に調査し、作成したものでなければならない。
- 4 省令第六條の三第五項第二号の規定により定める期間は、同條第二項第七号の書類の受付の日から起算して十年間とする。
- 5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）第二の規定により規則で付加する調査項目等は、次の表の（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。

	（い） 調査項目	（ろ） 調査の方法	（は） 判定基準	
建築物 の内部	防火設備（防火常時閉鎖した状態に 扉、防火シャッター その他これらに類する ものに限り。以下「常閉防火扉」 という。）の閉鎖又 はこの表において同じ。）又 は戸（令第一百 二條第十九項 第二号に掲げ る戸に限り。以 下この表にお いて同じ。）	常閉防火扉（各階の 主要なものに限る。 以下「常閉防火扉」 という。）の閉鎖又 は作動の障害となる 物品の放置並びに照 明器具及び懸垂物等 の状況	目視又はこれに類する方法 （以下「目視等」という。） により確認する。	物品が放置されていること 等により常閉防火扉の 閉鎖又は作動に支障がある こと。
		常閉防火扉の取付け の状況	目視等又は触診により確認 する。	取付けが堅固でないこと。
		常閉防火扉の扉、枠 及び金物の劣化及び 損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐 食により遮炎性能又は遮 煙性能（政令第一百二條 第十九項第二号に規定す る特定防火設備又は防火 設備に限る。）に支障が あること。
		常閉防火扉の固定の 状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に 固定されていること。

	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号）第一第一号の規定に適合しないこと。
	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。
	居室の換気		換気設備が作動しないこと。
			換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。
	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。
	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。
	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビエの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。
	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。
			排煙設備が作動しないこと。
			可動式防煙壁が作動しないこと。
			排煙設備が作動しないこと。
			排煙設備が作動しないこと。
			非常用の照明装置が作動しないこと。
			照明の妨げとなる物品が放置されていること。

（建築設備等の定期報告）

第九条の二 省令第六条第一項の規定により定める報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- 一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機 前回の報告をした日（前回の報告が報告すべき期日までに行われなかつた場合は、その期日）の属する月に相当する月の末日（当該昇降機の設置後、初回の報告にあつては、当該昇降機の設置者が法第七条第五項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（検査済証の交付を受けない場合にあつては、その設置の完了した日）の属する月の翌年のこれに相当する月の末日）まで

- 二 政令第十六条第三項第二号に掲げる防火設備 六月一日から十一月末日まで

2 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める期間は、同条第二項第八号の書類の受付の日から起算して十年間とする。

（工作物の定期報告）

第十条 省令第六条の二の二第一項の規定により定める報告の時期は、毎年、当該工作物の築造主が法第七条第五項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第七条の二第五項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の末日までとする。

2 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める期間は、同条第二項第九号の書類の受付の日から起算して十年間とする。

（し尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障がある区域の指定）

第十条の二 政令第三十二条第一項の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、三重県全域（建築主事を置く市の区域を除く。）とする。

（建築物の後退距離の算定の特例）

第十条の三 政令第三百三十条の十二第五号の規定により知事が定める建築物の部分は、法第四十四条

第一項第四号の規定による許可を受けた渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものとする。
(垂直積雪量)

第十一条 政令第八十六条第三項の規定により定める垂直積雪量の数値は、別表第三(イ)欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる数値以上とする。

(道路とみなす道)

第十二条 法第四十二条第二項の規定により道路とみなす道として指定するものは、幅員四メートル未満一・八メートル以上の道とする。

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第十三条 法第五十三条第三項第二号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 同一平面における交差若しくは接続又は屈曲により百二十度以下の角を構成する道路の内側に接する敷地で、その接する部分の長さが当該敷地の外周の三分の一以上のもののうち次のいずれかに該当するもの

イ 道路の幅員の和が十二メートル以上であるもの

ロ 敷地面積が二百平方メートル以下であるもの

二 道路境界線相互間の距離が三十五メートル以内の二つの道路に接する敷地で、その道路に接する部分の長さの和が当該敷地の外周の三分の一以上で、かつ、一の道路に接する部分の長さが当該敷地の外周の八分の一以上のもののうち次のいずれかに該当するもの

イ 道路の幅員の和が十二メートル以上であるもの

ロ 敷地面積が二百平方メートル以下であるもの

2 敷地が公園、広場、水面その他これらに類するもの(以下「公園等」という。)に接する場合又は敷地が接する道路の反対側に公園等がある場合には、当該公園等を道路とみなして、前項の規定を適用する。

(道路の位置の指定の申請)

第十四条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路指定(変更・廃止)申請書(第八号様式)の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第四十二条第一項第五号の規定により道路を指定したときは、速やかに、その旨を公告し、かつ、道路指定(変更・廃止)通知書(第八号様式の二)により申請者に通知するものとする。

(道路の指定等の変更又は廃止)

第十四条の二 法第四十二条第一項第五号又は第二項の規定による指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする者は、道路指定(変更・廃止)申請書(第八号様式)の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請により道路の変更又は廃止をしたときは、速やかに、その旨を公告し、かつ、道路指定(変更・廃止)通知書(第八号様式の二)により申請者に通知するものとする。

(開発区域内等の私道の変更又は廃止)

第十四条の三 都市計画法第二十九条第一項若しくは同法第三十五条の二第一項の開発許可を受けた開発区域内若しくは同法第六十五条第一項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業の施行地区内の開発行為若しくは事業の工事が着手された部分に存在する法第四十二条第一項第五号の規定により位置の指定を受けた道路の変更又は廃止については、法第四十三条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該工事の着手をもって前条第一項に規定する申請及び同条第二項に規定する通知がなされたものとみなす。

(許可申請に係る添付書類)

第十五条 次の表の(イ)欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の区分に応じ、省令第十条の四第一項で定める申請書に、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(イ) 許可の区分	(ロ) 添付する書類
-----------	------------

法第四十三条第二項第二号、法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第六十条の二の二第一項第二号、法第六十条の三第一項第三号、法第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項又は法第六十八条の七第五項の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図
法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図並びに申請に係る建築物の敷地境界線から百メートル（建築物の用途、規模等により三十メートルを下らない範囲で縮小することができる。）以内にある土地及び建物の所有権、地上権、永小作権又は賃借権を有する者の住所及び氏名を記載した書類
法第五十三条第四項若しくは第五項又は法第六十八条第二項第二号の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び壁面線の指定又は壁面の位置の制限の内容を示す図書
法第五十五条第三項若しくは第四項、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第二項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図

2 知事は、前項に規定する添付書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（認定申請に係る添付書類）

第十五条の二 次の表の(い)欄に掲げる認定を受けようとする者は、当該認定の区分に応じ、省令第十条の四の二第一項で定める申請書に、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(い) 認定の区分	(ろ) 添付する書類
法第四十三条第二項第一号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図

法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第三項、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項又は法第八十六条の六第二項の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図
法第五十二条第六項第三号、法第六十八条の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の六又は政令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図
政令第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は政令第三百三十七条の十六第二号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書

2 知事は前項に規定する添付書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。
(延焼防止上支障がないことの認定申請書)

第十五条の三 政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定を受けようとする者は、省令第十条の四の二第一項の規定による別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図
- 二 申請に係る建築物の縮尺並びに材料の種別及び寸法を表示した外壁及び軒裏の構造図

2 知事は、政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定により延焼防止上支障がないと認めたときは、省令第十条の四の二第三項の規定による別記第四十九号様式による通知書により申請者に通知するものとする。

(保存建築物の適用除外の指定申請書)

第十五条の四 法第三条第一項第三号の規定による建築物の指定を受けようとする者は、指定申請書(第九号様式)の正本一通及び副本三通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 省令第一条の三第一項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書
- 二 その他知事が必要と認める図書

2 知事は、法第三条第一項第三号の規定により保存建築物を指定したときは、指定通知書(第九号様式の二)により申請者に通知するものとする。

(保存建築物の適用除外の認定申請書)

第十五条の五 法第三条第一項第四号の規定による建築物の認定を受けようとする者は、省令第十条の四の二第一項の規定による別記第四十八号様式による申請書の正本一通及び副本三通に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 省令第一条の三第一項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書
- 二 その他知事が必要と認める図書

2 知事は、法第三条第一項第四号の規定により建築物の原形を再現することを認めたときは、省令第十条の四の二第三項の規定による別記第四十九号様式による通知書により申請者に通知するものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等)

第十六条 法第八十六条第一項若しくは第二項の規定による認定又は同条第三項、第四項若しくは法第八十六条の二第二項の規定による許可を受けようとする者は、省令第十条の十六第一項で定める認定申請書又は同項若しくは同条第三項で定める許可申請書に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請に係る敷地の不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の地図の写し及び登記事項証明書
- 二 省令第十条の十六第一項第三号又は同条第三項第二号に規定する所有権又は借地権を有する者

の同意書（第九号様式の三）及び同書面に押印された印鑑の印鑑登録証明書

三 その他知事が必要と認める図書

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定又は同条第三項の規定による許可を受けようとする者は、省令第十条の十六第二項で定める認定申請書又は許可申請書に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 申請に係る敷地の不動産登記法第十四条第一項の地図の写し及び登記事項証明書

二 その他知事が必要と認める図書

3 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し又は同条第三項の規定による許可の取消しを受けようとする者は、省令第十条の二十一第一項で定める認定取消申請書又は許可取消申請書に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 申請に係る敷地の不動産登記法第十四条第一項の地図の写し及び登記事項証明書

二 省令第十条の二十一第一項第二号に規定する所有権又は借地権を有する者全員の合意書（第九号様式の四）及び同書面に押印された印鑑の印鑑登録証明書

三 その他知事が必要と認める図書

（全体計画認定の申請書に添付する書類）

第十六条の二 法第八十六条の八第一項又は法第八十七条の二第一項の規定による全体計画認定の申請書の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、第四条第一項各号に掲げる書類を全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成し、添えなければならない。

2 知事は、前項に規定する添付書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

3 都市計画区域内において、建築しようとする建築物に係る省令第十条の二十三第一項の規定による付近見取図は、都市計画施設の記入してある縮尺二千五百分の一又は三千分の一の図面としなければならない。

第十六条の三 削除

（建築協定の認可申請等）

第十六条の四 法第七十条第一項の認可を受けようとする者は、建築協定（変更）認可申請書（第十号様式）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 建築協定書

二 建築協定を締結しようとする理由書

三 建築協定区域内の土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定に関する合意を示す書類及び合意を示す書類に押印された印鑑の印鑑登録証明書

四 その他知事が必要と認める図書

2 法第七十四条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定（変更）認可申請書（第十号様式）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 変更に係る建築協定書及び法第七十三条第一項の認可を受けた建築協定書（法第七十四条第二項又は法第七十六条の三第四項の規定により法第七十三条第一項を準用する場合のものを含む。）

二 建築協定の変更をしようとする理由書

三 建築協定区域内の土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の変更に関する全員の合意を示す書類及び合意を示す書類に押印された印鑑の印鑑登録証明書

四 その他知事が必要と認める図書

3 知事は、法第七十三条第一項（法第七十四条第二項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により建築協定を認可したときは、建築協定（変更）認可通知書（第十号様式の二）により申請者に通知するものとする。

4 法第七十六条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書（第十号様式の三）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 法第七十三条第一項の認可を受けた建築協定書（法第七十四条第二項又は法第七十六条の三第四項の規定により法第七十三条第一項を準用する場合のものを含む。）

二 建築協定を廃止しようとする理由書

三 建築協定区域内の土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の廃止に関する過半数

の合意を示す書類及び合意を示す書類に押印された印鑑の印鑑登録証明書

四 その他知事が必要と認める図書

5 知事は、法第七十六条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定により建築協定の廃止を認可したときは、建築協定廃止認可通知書（第十号様式の四）により申請者に通知するものとする。

（建築協定の設定の特則）

第十六条の五 法第七十六条の三第二項の認可を受けようとする者は、前条第一項の建築協定（変更）認可申請書に、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第七十六条の三第四項において準用する法第七十三条第一項の規定による認可を受けた者は、認可の日から起算して三年以内に当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつた場合においては、速やかにその旨を一人建築協定効力発生届（第十号様式の五）により知事に届け出なければならない。

（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続）

第十六条の六 法第七十五条の二第一項又は第二項の規定により建築協定区域内の土地の所有者又は建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等が、当該建築協定に加わることとなつた場合は、建築協定加入届出書（第十号様式の六）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて知事に届け出なければならない。

一 建築協定に関する合意を示す書類及び合意を示す書類に押印された印鑑の印鑑登録証明書

二 その他知事が必要と認める図書

（建築計画概要書等の閲覧所）

第十七条 省令第十一条の三の規定による建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書並びに指定道路図（以下「概要書等」という。）の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、当該概要書等に係る建築物の所在地を管轄する建設事務所とする。

（閲覧時間及び休日）

第十八条 閲覧所の閲覧時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

2 閲覧所の休日は、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

3 建設事務所建築開発室長又は建築開発課長（以下「室長等」という。）は、概要書等の整理その他の理由により必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、閲覧時間を短縮し、及び前項に規定する休日以外に休日を定めることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

（閲覧手続等）

第十九条 概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備付けの閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記載しなければならない。

2 概要書等は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の停止等）

第二十条 室長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 前条の規定に違反した者

二 係員の指示に従わない者

三 概要書等を汚損若しくは破損し、又はそのおそれのある者

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 建築基準法施行細則（昭和二十六年三重県規則第五十七号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書、報告書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に存する第十条第一項に規定する昇降機等に対する同条第二項の報告の時

期は、同項の規定にかかわらず、毎年五月一日から同月三十一日までとする。

- 5 この規則の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号。以下「改正法」という。）附則第十三項の規定による改正前の都市計画法第二章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区又は工業専用地区に関しては、改正法附則第十三項の規定による改正後の都市計画法第二章の規定による都市計画区域に係る用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、旧規則第十二条の規定（法第五十四条ただし書並びに法第八十五条第三項及び第四項に関する部分を除く。）は、なお効力を有する。

附 則（昭和四十八年十二月二十八日三重県規則第七十五号）

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年一月六日三重県規則第一号）

この規則は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年五月二十六日三重県規則第四十八号）

- 1 この規則は、昭和五十六年六月一日から施行する。
2 この規則施行の際改正前の建築基準法施行細則の規定により提出されている申請書、報告書その他の書類は、改正後の建築基準法施行細則の規定により提出されたものとみなす。

附 則（昭和五十九年三月三十一日三重県規則第十九号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月三十一日三重県規則第十一号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成元年三月三十一日三重県規則第三十三号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三十日三重県規則第十三号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成四年七月十七日三重県規則第五十五号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三十日三重県規則第二十一号）

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
2 この規則施行の際改正前の建築基準法施行細則の規定により提出されている申請書は、改正後の建築基準法施行細則の規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成五年三月三十一日三重県規則第二十八号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日三重県規則第六十五号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月三十一日三重県規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三十一日三重県規則第三十五号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年二月二十三日三重県規則第六号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日三重県規則第百十六号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年一月十三日三重県規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年四月一日三重県規則第三十五号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県規則第五十九号）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成十一年四月三十日三重県規則第八十八号）

この規則は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日三重県規則第五十九号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年六月一日三重県規則第六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十九日三重県規則第八十二号）

この規則は、平成十二年十月二日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日三重県規則第三十五号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十四日三重県規則第二十一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十月十五日三重県規則第八十二号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月十九日三重県規則第七号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日三重県規則第六十四号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年十一月一日三重県規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十二月六日三重県規則第七十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年一月一日三重県規則第一号）

- 1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十七年一月十一日から、第三条の規定は同年二月七日から施行する。

- 2 第一条の規定の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間における同条による改正後の別表第一の規定の適用については、同表所管区域の欄中「一志郡」とあるのは「平成十六年十二月三十一日現在における一志郡の区域」と、「松阪市」とあるのは「平成十六年十二月三十一日現在における松阪市及び飯南郡の区域」とする。

附 則（平成十七年二月十四日三重県規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日三重県規則第九号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日三重県規則第四十六号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年九月三十日三重県規則第七十二号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中建築基準法施行細則別表第三の改正規定（「南勢町、南島町」を「南伊勢町」に改める部分に限る。）（中略）平成十七年十月一日

二 前号に掲げる規定以外の規定 平成十七年十月十一日

附 則（平成十七年十月二十一日三重県規則第七十九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成十七年十一月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成十七年十二月二十六日三重県規則第八十六号）

この規則中別表第一の改正規定及び別表第三区域の欄の改正規定（「、久居市」及び「、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町」を削る部分並びに「、勢和村」及び「、美杉村」を削る部分に限る。）は平成十八年一月一日から、その他の規定は同月十日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日三重県規則第五十三号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年六月三十日三重県規則第七十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成十九年六月十九日三重県規則第四十六号）

- 1 この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書に係る建築物、建築設備又は工作物の建築主事の所管区域については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年三月二十八日三重県規則第四十三号）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成二十二年三月三十日三重県規則第二十二号）

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成二十六年三月二十八日三重県規則第二十八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則による改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成二十七年五月二十九日三重県規則第五十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則による改正前の建築基準法施行細則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年五月三十一日三重県規則第六十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて調査された調査結果表については、なお従前の例による。
- 3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）附則第二条第四項の規定により読み替えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項の規定により定める時期は、平成二十八年六月一日から平成三十一年五月三十一日までとする。

附 則（平成二十九年一月六日三重県規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日三重県規則第三十六号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年九月二十五日三重県規則第七十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日三重県規則第二十六号）

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第五号様式の二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十五日三重県規則第十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に三重県知事に対してなされているこの規則による改正前の三重県立自然公園条例施行規則、三重県県税条例施行規則、三重県補助金等交付規則、建築基準法施行細則、三重県港湾施設管理条例施行規則、三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則及び三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（次項においてこれらを「旧規則」という。）の規定に基づく申請書等は、この規則による改正後の三重県立自然公園条例施行規則、三重県県税条例施行規則、三重県補助金等交付規則、建築基準法施行細則、三重県港湾施設管理条例施行規則、三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則及び三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則に基づく申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年九月七日三重県規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十五日三重県規則第百号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の建築基準法施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年三月二十六日三重県規則第七十一号）

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和四年三月十五日三重県規則第十号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の建築基準法施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年六月十四日三重県規則第四十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月十七日三重県規則第三号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十五日三重県規則第十三号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月三十一日三重県規則第三十二号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（第三条の改正規定及び第八条の三の改正規定に限る。） 令和七年四月一日

二 第二条の規定（第三条の改正規定及び第八条の三の改正規定を除く。） 令和七年七月一日

（経過措置）

2 前項第二号の規定による施行の日（次項において「第二号施行日」という。）前に建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第九百七十四号）による改正前の建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の規定による調査結果表（別記第一号）により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 第二号施行日前にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定より行われた調査については、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

区分	(い) 建築主事が行う事務	(ろ) 所管区域	(は) 建築主事の所属
一	(一) 法第六条第一項各号に掲げる建築物（四以上の階数を有し、又は延べ面積が二千平方メートル以上のものに限る。）に係る同項の規定による確認（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）又は法第十八条第二項の規定による通知（法第八十七条の四において準用する場合を含む。） (二) 法第六条の三第一項ただし書の規定又は法第十八条第五項ただし書の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準により計画された建築物に係る法第六条第一項の規定による確認又は法第十八条第二項の規定による通知（省令第三条の十三第二項の規定により法第六条の三第一項ただし書の規定による審査を行うことを公表していない場合であって、建設事務所の建築主事が法第六条の三第一項ただし書の規定による建築主事でないときの当該建設事務所に係る確認又は通知及び前号に掲げる事務を除く。） (三) 政令第三百三十八条第二項第二号に掲げる工作物に係る法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認	三重県全域（津市、四日市市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市を除く。）	三重県県土整備部
二	(一) 法第六条第一項各号に掲げる建築物、法第八十七条の四に規定する建築設備及び法第八十八条に規定する工作物に係る法第六条第一項の規定による確認（法第八十七条の四又は法第八十八条において準用する場合を含む、前項に掲げる事務を除く。）又は法第十八条第二項の規定による通知（法第八十七条の四又は法第八十八条において準用す	桑名郡 員弁郡 いなべ市	三重県桑名建設事務所
		三重郡 亀山市	三重県四日市建設事務所
		多気郡	三重県松阪建設事務所
		度会郡 伊勢市	三重県伊勢建設事務所

る場合を含み、前項第一号及び第二号に掲げる事務を除く。) (二) 法第七条第四項、法第七条の三第四項並びに法第十八条第二十一項及び第二十九項(これらの規定を法第八十七条の四及び法第八十八条において準用する場合を含む。)の規定による検査 (三) 法第七条の六第一項第二号及び法第十八条第三十八項第二号の規定による認定	鳥羽市 志摩市	三重県志摩建設事務所
	伊賀市 名張市	三重県伊賀建設事務所
	北牟婁郡 尾鷲市	三重県尾鷲建設事務所
	南牟婁郡 熊野市	三重県熊野建設事務所

別表第二 (第九条関係)

(い)用途	(ろ)報告時期
一 法別表第一(い)欄(一)項に掲げる用途	平成二十九年を始期として隔年の六月一日から九月末日まで
二 ホテル及び旅館	平成三十年を始期として隔年の六月一日から九月末日まで
三 法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途(ホテル及び旅館を除く。)	平成二十九年を始期として隔年の六月一日から九月末日まで
四 法別表第一(い)欄(三)項に掲げる用途	
五 法別表第一(い)欄(四)項に掲げる用途	

別表第三 (第十一条関係)

(い) 区域	(ろ) 数値
尾鷲市、熊野市(平成十七年十月三十一日現在の紀和町の区域を除く。)、志摩市、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町	二十五センチメートル
伊勢市、鳥羽市、熊野市(平成十七年十月三十一日現在の紀和町の区域に限る。)、木曾岬町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町(平成十八年一月九日現在の大台町の区域に限る。)、玉城町及び度会町	三十センチメートル
大紀町(大内山の区域を除く。)	三十五センチメートル
名張市、亀山市、いなべ市(員弁町及び大安町の区域に限る。)、伊賀市、東員町、菰野町、大台町(平成十八年一月九日現在の大台町の区域を除く。))及び大紀町(大内山の区域に限る。)	四十センチメートル
いなべ市(員弁町及び大安町の区域を除く。)	五十センチメートル

- 第1号様式 削除
- 第2号様式 削除
- 第3号様式
(第6条関係)
- 第3号様式の2
(第6条関係)
- 第4号様式
(第7条関係)
- 第4号様式の2
(第7条関係)
- 第5号様式

(第8条関係)
第5号様式の2
(第8条の3関係)
第6号様式 削除
第7号様式 削除
第8号様式
(第14条、第14条の2関係)
第8号様式の2
(第14条、第14条の2関係)
第9号様式
(第15条の4関係)
第9号様式の2
(第15条の4関係)
第9号様式の3
(第16条関係)
第9号様式の4
(第16条関係)
第10号様式
(第16条の4関係)
第10号様式の2
(第16条の4関係)
第10号様式の3
(第16条の4関係)
第10号様式の4
(第16条の4関係)
第10号様式の5
(第16条の5関係)
第10号様式の6
(第16条の6関係)